

誓約書（報告用）

青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第 11 条の規程に基づき、以下の基準を満たしていることを誓約します。

（該当する場合、チェックボックスにチェックを入れて下さい。）

- 1 若者の正社員としての採用及び人材育成に積極的に取り組んでいること。
 - 2 以下の数値要件等を満たしていること。
- (1) 直近の 3 事業年度において採用した新規学校卒業者等のうち、当該 3 事業年度において離職した数の割合が 20%以下であること。

ただし、直近の 3 事業年度において採用した新規学校卒業者等が 3 人又は 4 人の場合は、当該 3 事業年度において離職した者の数が 1 人以下であること。なお、直近の 3 事業年度において採用した新規学校卒業者等がない場合は、本要件は不問とする。
- (2) 人材育成方針及び教育訓練計画を策定していること。
- (3) 直近の事業年度において、正社員の月平均所定外労働時間が 20 時間以下であること、かつ、月平均法定外労働時間が 60 時間以上の正社員がないこと。
- (4) 直近の事業年度において、正社員の有給休暇取得率が 70%以上であること、又は正社員の有給休暇の平均取得日数が 10 日以上であること。（有給休暇に準ずる休暇として厚生労働省職業安定局長が定める休暇を正社員 1 人当たり 5 日を上限に含むことができる。）
- (5) 直近の 3 事業年度において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者が 1 人以上いること、又は女性労働者の育児休業等の取得率が 75%以上であること。

ただし、直近の 3 事業年度において配偶者が出産した男性労働者及び出産した女性労働者のいずれもない場合にあっては、育児休業等に関する制度が設けられていれば足りること。なお、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は 15 条の 2 に規定する認定（くるみん認定又はプラチナくるみん認定）を受けた事業主にあっては、直近において当該認定を受けた事業年度を含む 3 年度の間は、本要件は不問とする。
- 3 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第 9 条第 4 項に掲げる項目について、正しい情報を公表していること。
- 4 過去 3 年以内に認定取消しを受けていないこと。
- 5 過去 3 年以内に 6 から 11 の要件を満たさなかったことを理由に認定を辞退していないこと。
- 6 過去 3 年間に新卒者の採用内定取消しを行っていないこと。
- 7 過去 1 年間に、事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと。
- 8 暴力団関係事業主でないこと。
- 9 風俗営業等関係事業主でないこと。

